

議案第15号

白岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び白岡市監査委員条例の一部を改正する条例

(白岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 白岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年白岡町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(白岡市監査委員条例の一部改正)

第2条 白岡市監査委員条例(昭和58年白岡町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。